

## ○議会事務室設置条例

制 定 昭 34. 3. 26 条例 18

(議会事務室の設置)

**第 1 条** 大和川右岸水防事務組合議会に、事務室を置く。

(事務室の所管事務)

**第 2 条** 事務室は、議会の庶務を所管する。

(事務室の職員)

**第 3 条** 事務室に、書記長及び書記を置く。

(職員の定数)

**第 4 条** 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 書 記 長 1 人

(2) 書 記 2 人

(書記長、書記の職務)

**第 5 条** 書記長は、議長の命を受け室務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 書記は、書記長を補佐し、書記長に事故あるときは、その職務を代理する。

(職員の身分等)

**第 6 条** 職員の任免、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関しては、組合事務局職員の規定を適用する。

(委任規定)

**第 7 条** この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

1 この条例は、昭和 34 年 4 月 1 日から施行する。